

徳島県万代中央ふ頭シナジー創出事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、「万代中央ふ頭にぎわいづくり構想」に基づき、徳島小松島港万代中央地区（以下「万代中央地区」という。）における「物流拠点」から「にぎわい空間」への機能転換による地方創生を加速させるため、倉庫所有者及び新規事業者が行う「にぎわい施設」への改修に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新たな利活用

倉庫等を「万代中央ふ頭規制緩和運用指針（以下「運用指針」という。）」第5条に規定する建物の用途緩和により、倉庫以外の用途へと転換する利活用をいう。ただし、単なる事務所への転換は含まないものとする。

(2) 倉庫の改修等

民間倉庫を、倉庫所有者又は新規事業者が「新たな利活用」のために改修することをいう。

(3) にぎわい施設

飲食、物販、スポーツ、レクリエーション施設等万代中央ふ頭のにぎわいづくりに資する商業・集客施設であって、単なる事務所は含まないものとする。

(4) 倉庫所有者

万代中央地区において倉庫を所有し、徳島県港湾施設管理条例に基づく占使用許可を受けている者。

(5) 新規事業者

倉庫所有者と賃貸借契約を締結し、倉庫の「新たな利活用」を行おうとする者。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、倉庫所有者又は新規事業者であって、次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 徳島県港湾施設管理条例に定める港湾施設占用料・使用料の滞納がない者

(2) 県税及び国税に未納がない者

(3) この要綱及び「徳島県万代中央ふ頭にぎわい転換加速事業補助金交付要綱」の規定に基づき補助金の交付を受けたことがない者

(4) 3年以上継続して事業を実施する者（倉庫所有者が申請する場合であって、「新たな利活用」のために賃貸する場合は除く。）

(補助対象倉庫)

第4条 補助の対象となる倉庫は、次の各号に掲げる条件を全て満たす倉庫とする。

- (1) 徳島県港湾施設管理条例に基づく占有許可を受けている倉庫
- (2) 万代中央地区に存し、「運用指針」第3条に定める対象区域(別図面1)に含まれる倉庫
- (3) 「運用指針」第5条に規定する用途で徳島県が承認した「新たな利活用」を行うために改修する倉庫
- (4) 申請時点で、「運用指針」第5条に規定する用途で供されていない倉庫

(補助対象経費等)

第5条 補助金の「対象経費」、「補助率及び補助限度額」及び「上乗せ要件」については、別表1に定めるとおりとする。ただし、算出された補助金の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、知事に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 改修計画書(別紙1)
 - (2) 事業計画書(別紙2)(倉庫所有者が申請する場合であって、「新たな利活用」のために賃貸する場合は、新規事業者の事業計画書を提出すること。)
 - (3) 誓約書(別紙3)
 - (4) 賃貸借契約書の写し(倉庫所有者が自ら「新たな利活用」を行う場合は除く。)
 - (5) 徳島県港湾施設管理条例に基づく倉庫の占有許可書の写し
 - (6) 工事見積書(対象経費ごとの内訳が分かるもの)の写し
 - (7) 建物の全景写真及び施工予定箇所の現況写真
 - (8) 納税証明書(県税及び国税に未納がないことの証明)
 - (9) 補助対象倉庫が、別表1に掲げる上乗せ要件を満たすことが分かる書類(別表1の対象経費(2)～(4)を申請する場合に限る。)
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める書類
- 2 前項の知事が定める期日は別に定める。
- 3 第1項の申請書を提出する者は、補助金交付申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付条件)

第7条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 補助対象工事について、重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (2) 補助対象倉庫について、過去に当該補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 補助対象倉庫について、倉庫所有者と新規事業者間で賃貸借契約が締結されていること。
- (4) 補助金申請時において、改修工事に着手していないこと。
- (5) 補助対象者が万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会に加入していること又は加入する見込みがあること。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、第6条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査、関係機関への照会その他必要な調査等を行い、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による補助金の交付を決定したときは、補助事業者に対し書面(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 知事は、補助金の交付決定の際、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付すことができる。

(軽微な変更)

第9条 規則第5条第1項第1号及び第2号の知事が定める軽微な変更は、補助事業の目的を変更しない程度の軽微なもので、補助金の申請額に変更を生じないものとする。

(変更の承認の申請等)

第10条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の変更承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 改修計画書(別紙1)
 - (2) 工事見積書の写し(変更箇所の分かるもの)
 - (3) 施工予定箇所(変更部分)の現況写真
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める書類
- 3 申請事項の変更により補助対象工事にかかる経費が増額となっても、補助金の交付決定の通知に記載する交付金額(以下「交付決定金額」という。)は増額しないものとする。
- 4 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(申請事項の変更承認)

第11条 前条第1項の承認は、書面(様式第4号)により行うものとする。ただし、承認の内容が軽微であり、かつ交付決定金額の減額を伴わない場合は省略することができる。

(状況報告及び実地調査等)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定に係る工事の進捗状況に関し、補助事業者若しくは施工業者に補助事業遂行状況報告書(様式第5号)による報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施工業者の工事完了証明書(別紙4)
- (2) 工事代金請求書(補助対象工事に係る経費とその他の経費を分離した内訳明細が付いたもの)の写し
- (3) 前号に掲げる工事代金領収書の写し
- (4) 補助対象工事の施工箇所の完成写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める書類

3 第6条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出前に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額相当額を補助金から減額する手続を行うものとする。

(補助金の額の確定等)

第14条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に書面(様式第7号)により通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 知事は、第13条による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を講ずるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 第13条の規定は前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の請求)

第16条 第14条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第8号)に該当通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第17条 知事は、補助事業者に対し、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 知事は、補助事業者が補助金等の使用について、この要綱等に違反したと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、第6条第3項ただし書により補助金交付申請を行った場合において、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第9号)により知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合で、補助金返還に該当する場合は、当該消費税等仕入控除税額相当額の補助金の全部又は一部の返還を命じることとする。

(補助事業終了後における状況報告)

第20条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後3年間、その後の取り組み状況について、毎会計年度終了後90日以内に、補助事業終了後状況報告書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

2 第1項によるもののほか、補助事業者は、補助事業に関する調査に協力しなければならない。

(帳簿等の保管)

第21条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産処分の制限)

第22条 補助事業者は、補助金の交付を受けて「倉庫の改修等」を行った施設等を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は除却してはならない。

ただし、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過した場合は、この限りではない。

(書類の提出方法)

第23条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、1部とする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月25日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。
- 2 徳島県万代中央ふ頭にぎわい転換加速事業補助金交付要綱（平成30年7月2日制定）は廃止する。
- 3 この要綱の施行前に徳島県万代中央ふ頭にぎわい転換加速事業交付要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

別表1 補助対象経費等

対象経費の名称	対象経費の内容	補助率及び補助限度額
(1)にぎわい転換費用	倉庫所有者又は新規事業者が「新たな利活用」のために行う改修工事で、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・便所、台所等の水回りの機能を向上させる工事 ・内装、外装又は屋根の部分的な欠陥を改善する工事 ・上記のほか、知事が特に必要と認める工事 	対象経費の2分の1以内 かつ上限50万円

●補助対象となる経費は(1)を基本とし、以下の経費(2)～(4)については、以下「対象倉庫の上乗せ要件」に該当する倉庫に限り申請可能

対象経費の名称	対象倉庫の「上乗せ要件」	対象経費の内容	補助率及び補助限度額	提出書類
(2)転換の準備に係る費用	申請時点で、「新たな利活用」を行う新規事業者とは異なる別の借主が利用している(していた)倉庫	倉庫内の荷物や設置物を撤去し、倉庫を原状回復する費用 (新規事業者が申請する場合において、倉庫所有者が原状回復を行い、その費用を新規事業者が負担する場合を含む)	対象経費の2分の1以内 かつ 上限50万円	<ul style="list-style-type: none"> ・原状回復(荷物や設置物の撤去を含む)に要する費用の見積書 ・作業前の該当箇所の写真
(3)インフラ設備の新設費用	申請時点で、補助対象経費に掲げる設備が存在しないと認められる倉庫	にぎわい施設に必要な給水管、電気及びガス・空調設備の新設費用		申請時点での建物の図面及び周辺の引込状況等が分かる図面(①) 申請時点での建物の図面及び内観が分かる写真等(②)
(4)施設の長寿命化費用	申請時点で、築40年を超える倉庫で、にぎわい施設として利活用するに当たって、老朽化対策が特に必要と認められる倉庫	施設の耐震診断に係る費用		建物の全部事項証明書

